

[事案 2019-10] がん一時金支払請求

・令和元年8月28日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由として契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、解除の無効およびがん一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肺がんで入院したことから、平成29年5月に乗合代理店を通じて契約した引き受け基準緩和型医療保険に付加された特定疾病保障特約にもとづき、がん一時金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、解除を無効とし、給付金を支払ってほしい。

- (1)肺がんに関する受診は、再発していないかを調べるための検査であり、治療のための受診ではない。
- (2)5年以上前の肺がんの既往症を告知より前に募集人に告げたと、募集人から「5年以上経過していれば大丈夫です」と説明された。また、その肺がんの治療後、約2年間定期的に再発していないかを調べる検査を受けていたことも告げている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、過去5年以内がんで医師による診断確定・診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがあるかどうかを確認する告知事項に対し、「いいえ」に丸をしているが、「診察・検査」には、がんの治療終了後の経過観察のための診察・検査も含むことから、申立人の肺がんに関する受診は、告知対象となる。
- (2)募集人は、申立人から、以前がんを理由に保険金を受領したことがあるとは聞いたが、「5年以上経過していれば大丈夫です」とは説明していない。また、申立人が5年以上前に肺がん罹患していたことや、定期的ながんが再発していないかを調べる検査を受けていたことは聞いていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人らおよび募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。